

## サウンディング型市場調査に関する留意事項

・公園施設として相応しい景観に配慮した施設デザインや素材、色彩をご提案ください。公園施設に該当しない施設や、公園への設置がふさわしくない施設の提案は不可とします。

・提案場所は、構想段階のものであり、望ましい公園施設の設置場所についても提案可能です。

### 【ケース① 民設民営の公園施設の整備（設置）のご提案】

・公園内に公園施設を設けようとするときは、都市公園法第5条第1項に基づき徳島市都市公園条例第8条で定められた事項について記載した設置許可申請書を提出して許可を受けていただきます。

・都市公園法第5条第2項に基づく公園施設設置許可を受けた者は、必要に応じて、公園施設の維持管理方法やその他基本事項について記載された内容の覚書を交わしていただきます。

・都市公園法第5条第2項に基づく公園施設設置許可を受けた者は、都市公園条例第10条に基づき算出した使用料を市に納付いただきます。

・民間事業者が公園施設を設置し管理していくうえで、都市公園法第5条の二から法第5条の十一を適用し、都市公園法施行規則第三条の三の公募対象公園施設を設置し管理する場合はその旨を提案内容に含めるようにしてください。

### 【ケース② 公設公営の公園施設の整備（設置）のご提案】

・設置する公園施設は、原則として、都市公園法第2条第2項に定める修景施設、休養施設及び遊戯施設とし、新たな観光資源として、眉山公園の特色を活かした具体的な公園施設の導入のご提案をお願いいたします。

・公園管理者が自ら公園施設として設置するため、都市公園法第5条に基づく設置許可申請は必要ありません。

・提案する公園施設は、公園利用者が自由に利用出来るものとし、その利用において安全性が十分に確保できるものとします。